中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下「財団」という。)が行う、定款第4条 第1号から第4号までに規定する事業のうち、中小企業海外市場開拓支援事業による支援対象 事業者(以下「支援対象事業者」という。)を選定する手続を定め、市内中小企業の海外市場開拓を 支援することにより、横浜経済の活性化に寄与することを目的とする。

(申請者の要件)

- 第2条 支援対象事業者の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であって、横浜市内に本店又は主たる事務所を有し、原則として横浜市内で引き続き1年以上事業を営む法人(組合を除く。)であること。
 - (2) 原則として日本国内において製造・開発した製品やサービスを日本から輸出することを希望していること。
 - (3) 輸出希望先国に販売代理店や駐在員事務所などを有していないこと。ただし、支援対象事業者として初めての決定を受けた者のうち、当該決定を受けた事業年度以降に輸出希望先の国 又は地域に販売代理店や駐在員事務所を有した場合はこの限りではない。
 - (4) 横浜市(以下「市」という。)に対する税金その他の債務の滞納がないこと。及び財団に対する債務の滞納がないこと。
- 2 第4条により支援対象事業者の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業年度(定款第6条に定める事業年度をいう。以下同じ。)の翌年度以降においても、通算3事業年度を上限として次条の申請をすることができる。ただし、支援の期間は、市の実施する平成23年度から平成25年度まで実施の横浜市中小企業海外販路開拓事業及び平成26年度から平成29年度まで実施の横浜市中小企業海外市場開拓支援事業と通算して、原則最大3事業年度とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象事業者としない。
- (1) 国内外の法令、条例、この要綱及びこれらに基づき理事長が行った指示に反する行為、又は社会的な信用を著しく損なう行為を行っていると認められる者
- (2) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- (3) 暴力団員(暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)
- (4) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 前各号のほか、その他理事長が支援対象事業者として適当でないと認めるもの

(支援対象事業者の申請)

第3条 支援対象事業者の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める書類

を理事長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定申請書(第1号様式)
- (2) 中小企業海外市場開拓支援事業同意書 (第1号様式の2)
- (3) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の領収証書等の写し
- (4) 非課税確認同意書(事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合)(第1号様式の3)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第1号様式の4)
- (6) 法人概要、製品カタログ
- (7) その他理事長が必要とする書類
- 2 理事長は、必要に応じ申請者又は次条の選定の決定を受けた者が、前条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。

(事業者の選定)

- 第4条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援実施の可否を決定するものとする。
- 2 理事長は、支援が決定した支援対象事業者に対し、中小企業海外市場開拓支援事業支援決定通知書 (第2号様式)により、その他のものについては中小企業海外市場開拓支援事業支援者対象事業者選 定結果通知書(第3号様式)により通知する。
- 3 本事業による支援期間は、選定を受けた日の属する年の4月1日から翌年3月31日までの間で、 前項の通知書に定める期間とする。

(支援対象事業者への海外市場開拓支援)

- 第5条 財団は、支援対象事業者の海外市場開拓を支援するため、予算の範囲において、輸出アドバイスに係る支援を実施するものとする。当該支援を担当する者は原則として横浜ビジネスエキスパートとする。ただし、支援対象事業者の申請内容に応じて、横浜ビジネスエキスパート以外の専門家も支援を担当することができるものとする。
- 2 前項に掲げる支援の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

(記載事項の内容の変更)

第6条 支援対象事業者は、第4条第3項に定める期間内に、第3条に定める申請書等の記載 内容に変更が生じた場合は、速やかに中小企業海外市場開拓支援事業変更申請書(第4号様式) を理事長に提出しなければならない。

(取下げ)

- 第7条 支援対象事業者は、支援の中止を希望する場合又は事業の計画の変更等により第2条の要件を満たさなくなったときは、速やかに、中小企業海外市場開拓支援事業取下げ書(第5号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項による取下げがあったときは、当該支援を中止し、及び次条に定める手続を行う。

(選定の取消し)

- 第8条 理事長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。
 - (1) 第3条の申請に虚偽又は誤りがあった場合
 - (2) 支援対象事業者が申請内容に沿って事業を行っていないと認められる場合
 - (3) 決定後に第2条の要件に該当しなくなった場合
 - (4) 支払停止、破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立、手形 交換所の取引停止処分その他経営上の事由で申請内容に沿って事業を行うことが困難と認め られる場合
 - (5) 公序良俗に反する行為のほか、反社会的・反経済的行為があると認められる場合
 - (6) 前条第1項の規定に基づき申請の取下げがあった場合
 - 2 前項による決定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は支援対象事業者の負担とする。
 - 3 理事長は、第1項の取消しをしたときは、中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業 者決定取消通知書(第6号様式)をもって当該事業者に通知するものとする。

(報告)

第9条 理事長は、必要があると認められるときは、支援対象事業者に対し、事業成果等について報告を求めることができる。

(支援対象事業者等の公表)

第10条 理事長は、必要があると認められるときは、支援対象事業者、事業成果及び支援内容の概要 について公表することとする。

(横浜市との連携事項)

- 第11条 平成26年度から平成29年度までに市が実施した横浜市中小企業海外市場開拓支援事業(以下「従前実施事業」という。)については、本要綱により財団がこれを引き継ぐものとする。
- 2 本事業の実施に際し、市内中小企業の海外市場開拓の総合的かつ効果的な支援のため、第4条に 規定する事業者の選定、第5条に規定する支援対象事業者への海外市場開拓支援、第9条に規定す る報告及び前条に規定する支援対象事業者等の公表に係る事項については、必要に応じて、財団と 市が連携してこれを実施するものとする。
- 3 本事業の実施に係る支援対象事業者等の情報については、財団及び市は、相互に協力して情報提供するなどその共有を行うものとする。
- 4 前項の情報については、本事業の実施に関して必要な範囲で使用するものとし、法令に基づくもののほか、第三者に提供する際には、財団及び市が相互に協議の上、使用の可否を決定するものとする。

(改廃)

第 12 条 この要綱の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行うものとする。

(委任等)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は事務局長が別に定める。た

だし、前条に規定する市と連携して行う事項については、あらかじめ市と協議の上これを定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(申請先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

申請者 所在地 名 称 代表者職名 氏名

印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定申請書

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第3条の規定に基づき、支援対象事業者の選定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 企業データ

名 称						
ホームページURL						
武力地及70°市级开	所在地 〒					
所在地及び連絡先	TEL			FAX		
担当者(役職・氏名)						
担当者連絡先	TEL					
	E-mail					
主力製品						
資本金/従業員数			千円			人
大企業による議決権の保	有口無し	□有り(法)	人名・保有割]割:		%)
海外ビジネス経験(輸出	• 輸出 具	体的な国名				
技術供与・対外投資等)	その他	·				
海外の拠点・代理店の有	無□無し	□無し ・ □有り(国名:				
2 海外展開事業概要及	び輸出希望製	見品データ				
アドバイス支援を希						
望する製品・サービス						
	• 地域:					
輸出希望国・地域とそ理	由(輸出販売	もターゲットやニー	-ズ等):			
の理由						

(提出先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

> 提出者 所在地 名 称 代表者職名 氏名

中小企業海外市場開拓支援事業同意書

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、 支援対象事業者の申請をするにあたり、次の内容について同意します。

1 取引実施の判断について

この事業を利用した取引等は支援対象事業者の判断と責任のもとに行っていただきます。公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下「財団」という。)(要綱第 11 条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。)及び事業受託者、専門家による情報提供・助言等に関し、財団(要綱第 11 条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。)及び事業受託者、専門家は、貴社に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。財団(要綱第 11 条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。)及び事業受託者、専門家が国内外で提供した支援対象事業者の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

2 支援対象外費用

支援対象事業者は、この事業による支援を受けるために必要な交通費、通信費などの費用を負担するとともに、支援対象事業者の希望により、専門家が展示商談会等に同行してアドバイスを行う場合には、専門家に係る必要な入場料、交通費その他特別な費用は、支援対象事業者の負担とします。

3 輸出体制の整備等の取組

支援対象事業者には、輸出体制の整備等に取り組んでいただく必要があります。

4 必要書類の提出等

支援メニューの実施にあたり、別途事業報告書など必要な書類を提出していただくことがあります。

5 報告義務

支援対象事業者には、支援期間中及び支援終了後に、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

6 アンケートの実施

より良い事業とするため、支援対象事業者を対象としたアンケートを実施いたしますので必ず回答してください。

7 支援対象事業者名等の公表

支援対象事業者の概要(企業名・製品名・所在地など)、支援内容、この事業の成果 (海外展示商談会の出展、実施した商談及び成約内容の概要等)について、財団(要綱第11条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。)又は事業受託者が 公表することがあります。

8 個人情報の取扱い

この事業において取得した個人情報は、財団個人情報の保護に関する規程(要綱第 11 条の規定により連携して実施する場合には、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号)) に則って適正に取り扱い、この事業の実施並びに財団、横浜市及び事業受託者からの今後の情報提供等のために利用させていただきます。

第1号様式の3 (第3条第1項第4号関係)

(*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください)

年 月 日

非課税確認同意書

(提出先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団

理事長

提出者 所在地

名 称

代表者職名

氏名

印

該当の有無	税
(非課税の場合は○)	
	事業所税
	固定資産税及び都市計画税

^{*}法人市民税については、非課税の場合は「滞納がないことの証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

がが、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	→~ / . I.I
事業所名	所在地

^{*}横浜市市内に所在する全ての事業所(事務所、店舗、工場など)について記載してください。

^{*}記載欄が不足した時は適宜追加してください。

(提出先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

> 提出者 所在地 名 称 代表者職名 氏名

印

暴力団排除等に関する誓約書

中小企業海外市場開拓支援事業による、支援対象者の申請をするにあたり、参画する全ての者は、 次の1から5までのいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、決定の取消等、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

- 1 国内外の法令、条例、この要綱及びこれらに基づき理事長が行った指示に反する行為、又は社会的な信用を著しく損なう行為を行っている。
- 2 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用している。
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有 している。

横企第号年月日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者決定通知書

年 月 日に申請のありました件につきまして、審査の結果、 年度 中小企業海外市場 開拓支援事業支援対象事業者として決定します。

- 1 名 称
- 2 選定期間

(留意事項)

横企第号年月日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定結果通知書

年 月 日に申請のありました件につきまして、審査の結果、支援対象事業者として選定されませんでしたので、通知します。

- 1 名 称
- 2 理 由

印

(申請先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団

理事長

(申請者)

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名 担当者職名・氏名

連絡先電話番号

メールアドレス

中小企業海外市場開拓支援事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた中小企業海外市場開拓支援事業について、次のとおり内容を変更したいので、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第6条に基づき申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(申請先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

(申請者)

所在地 〒

名 称 代表者職名・氏名 担当者職名・氏名 連絡先電話番号 メールアドレス

中小企業海外市場開拓支援事業取下げ書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた中小企業海外市場開拓支援事業については、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第7条に基づき申請を取下げます。

取下げの理由

印

横企第号年月日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定取消通知書

今事業年度の中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者として決定した件については、 次のとおり決定を取り消しましたので、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第8条の規定に 基づき通知します。

- 1 名 称
- 2 取消しの理由